

議案第 65 号

令和 3 年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度横瀬町の下水道特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 3 年 12 月 10 日提出

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
横瀬町水質管理センター維持管理事業	令和4年度から 令和6年度まで	99,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
地方公営企業法適用 事業	38,000	令和3年度	11,770	令和4年度	10,846		10,800		46
横瀬町水質管理セン ター維持管理事業	99,000			令和4年度から 令和6年度まで	99,000				99,000